

第 248 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 1 号

令和 6 年 12 月 27 日 かすみがうら市農業委員会告示第 1 号をもって、令和 7 年 1 月 10 日（金）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 248 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 7 年 1 月 10 日（金） 午後 2 時 00 分開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番 石塚 洋二	2 番 麻生 登美子	3 番 豊崎 静代	4 番 中山 峰雄
5 番 佐賀 正治	6 番 井坂 孝雄	7 番 齋藤 務	8 番 廣瀬 栄二
9 番 小倉 達也	10 番 宮本 康子	12 番 矢口 明之	13 番 福田 美保
15 番 飯田 敬市			

4. 欠席委員

11 番 岡部 正仁 14 番 関 宏幸

5. 説明のため出席した者

事務局長 小泉 一司 係長 青山 哲士 主任 長田 千絵美

6. 議事録署名委員

7 番 齋藤 務 8 番 廣瀬 栄二

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について

報告第43号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について

報告第44号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第45号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

報告第46号 制限除外の農地移動届出の受理について

- ⑤ 議案審議について

議案第74号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第75号 農地法第3条の規定による買受適格証明願の交付決定について

議案第76号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第78号 現況証明願の交付決定について

議案第79号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第80号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について

午後 2 時 59 分閉会

2 件目は、令和 6 年 7 月 10 日総会に於いて「議案第 41 号 農地法
第 5 条の規定による許可申請について」審議頂きました案件の内、
申請日が令和 6 年 6 月 25 日受付

渡人が●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● ●● ●●●●

申請地が●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●

転用事由が太陽光発電施設に供するため

につきまして、令和6年12月17日受付で取下げ願がございました。
理由と致しまして、負担金高額のため見通しがつかず、当初の計画通り進捗できなくなったためです。

3 件目は、令和 6 年 8 月 9 日総会に於いて「議案第 47 号 農地法
第 5 条の規定による許可申請について」審議頂きました案件の内、
申請日が令和 6 年 7 月 23 日受付

[illegible]

渡人が●●●●●●●● ●● ●●

申請地が●●●●●●●●●● ●●●●●●●●

転用事由が太陽光発電施設に供するため

につきまして、令和6年12月19日受付で取下げ願がございました。
理由と致しまして、隣接地に太陽光発電設備計画があり、電気事業法
施行規則に定める分割案件に抵触するためです。

以上、ご報告いたします。

議長	次に報告第 43 号から第 46 号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されていますので、事務局説明は省略いたしまして、質疑に入ります。 報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議長	それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第 74 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
2 番 麻生 登美子	12 月 26 日午前 9 時から霞ヶ浦庁舎において、宮本委員と関委員と私、麻生の 3 名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。 それでは説明いたします。 番号 1 番の農地は、●●●●●●●●●●から約 350m 南東に位置する田 2 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。 続きまして番号 2 番の農地は、●●●●から約 300m 南西に位置する田 2 筆、畑 1 筆と、旧安飾小学校から約 700m 東に位置する 田 3 筆と、宍倉地内の新宿公民館から約 700m 北西に位置する田 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻、露地野菜を作付けする計画

	です。 続きまして番号3番の農地は、●●●●●●●●から約300m東に位置する畑17筆、田1筆になります。現況は、雑草繁茂の状態となっております。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。露地野菜を作付けする計画です。 続きまして番号4番から5番の農地につきましては、営農型太陽光発電施設に関連する申請であり、議案第77号 農地法第5条の番号5番6番と関連する案件のため、そちらの説明の際に一括で説明いたします。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・

議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 3 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 3 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 3 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 4 番、番号 5 番については、農地法第 5 条許可と関連がありますので、議案第 77 号の審査の中で一括審議といたします。
議長	以上、議案第 74 号は、番号 4 番、番号 5 番を除く 3 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 75 号 農地法第 3 条の規定による買受適格証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
議長	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。

2 番 麻生 登美子	それでは説明いたします。 番号 1 番の農地は、●●●●●●●●●●から約 350m 北東に位置する田 1 筆になります。現況は、雑草繁茂の状態となっております。申請人は、関東甲信越国税局で行う公売に参加し、経営規模を拡大するため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。 以上、証明にあたり要件は満たしていると考えます。委員の皆様の更なるご審議の程、よろしくお願いいたします。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	以上、議案第 75 号 1 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 76 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 （事務局朗読）

議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
2 番 麻生 登美子	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 1 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から約 550m 南東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 1 種農地と判断しました。申請人は、駐車場として使用するため、今回の申請に至りました。なお、申請地は 20 年以上前から駐車場として使用していたため、始末書が添付されております。申請人は、現況に合わせて地目を是正したいと考え、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。
1 番 石塚 洋二	報告第 46 号 申請番号 2 番、議案第 76 号 申請番号 1 番、議案第 77 号 申請番号 4 番は同一世帯、同一事由によると思われます。その中で、申請地番●●●●●●●●、面積●●●㎡とありますが、図面番号 1 から推測すると●●●●●●●●は約●●●㎡以上あり、●●●●●●●●の地番が 2 筆表示されている様に確認されます。憶測ですが、既に分筆が済んでいるのに新しい地番の表記がされていないか、または、分筆がされていないものであれば●●●●●●●●の一部と記載するのではないかと思います。伺います。
事務局	お答えいたします。報告第 46 号 申請番号 2 番と議案第 76 号 申請番号 1 番は議案第 77 号 申請番号 4 番とは世帯は別となります。図面番号 1 の●●●●●●●●の一部の様にみえるのですが、申請の際、土地登記簿と公図を確認しておりまして分筆された土地となります。●●●●●●●●の一部では無く、議案書の通りとなります。

1 番 石塚 洋二	●●●●●●●●を分筆して、元地番を今回の申請に使ったと思いますが、元地番●●●●●●●●全体の推測で●●●㎡位ある面積に、そちらに新たな地番が記載されるべきですが、この表記では●●●●●●●●が2筆に分筆されていると思うのですが。分筆されたのであればどちらかが枝番が変わってくると思うのですが。
議長	ここで、暫時休憩いたします。
議長	会議を再開いたします。
事務局	図面番号 1 を確認頂いて、申請は●●●●●●●●で囲っているところですが、元々下の細長い土地と一筆で●●●●●●●●の土地だったのですが、今回の申請にあたり●●●●●●●●と細長い●●●●●●●●の分筆が済んでおります。図面が見づらくて申し訳ないのですが、●●●●●●●●●●●●●●を追記して頂ければと思います。●●●●●●●●と●●●●●●●●に分筆したことになります。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	以上、議案第 76 号 1 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 77 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)

議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
10 番 宮本 康子	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 2 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約 700m 東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして番号 2 番になります。図面番号 3 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約 300m 西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、駐車場、資材置場として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして番号 3 番になります。図面番号 4 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約 150m 北東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして番号 4 番になります。図面番号 5 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約 550m 南東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 1 種農地と判断しました。申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。また、申請地は第 1 種農地ですが、集落に接続していることから不許可の例外に該当し、転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして番号 5 番から 6 番になります。図面番号 6 番も併せてご覧ください。こちらについては、議案第 74 号 農地法第 3 条の番号 4 番 5 番と関連がありますので一括で説明いたします。申請地は、●●●●●●●●●●から約 150m 南西に位置する畑 1 筆と約 300m 南西に位置

	する畑1筆になります。農地区分は第1種農地になります。こちらは、令和4年2月1日付けで、営農型太陽光発電施設設置に伴う農地法第5条の一時転用許可を受けた案件になります。今回、3年間の一時転用期間が満了するため、再度、転用と区分地上権設定の許可を受けるための申請になります。パネルの下で作付けは、ミョウガを育成しており、適宜、収穫し出荷などを行っている状況です。また、現地確認では、圃場管理は適正にされていると思われ、許可にあたって支障はないと判断しました。また、許可期間については、3年間として問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）

議長	全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 3 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 3 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 3 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 4 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 4 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 4 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 5 番、番号 6 番については、「議案第 74 号」番号 4 番、番号 5 番と関連した案件になりますので一括審議といたします。 ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・

議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 「議案第 74 号」番号 4 番、番号 5 番並びに「議案第 77 号」番号 5 番、番号 6 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 74 号」番号 4 番、番号 5 番並びに「議案第 77 号」番号 5 番、番号 6 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	以上、議案第 74 号 2 件 議案第 77 号 6 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 78 号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
10 番 宮本 康子	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 7 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●から約 200m 東に位置する田 1 筆になります。こちらは、23 年以上前から農業用倉庫として使用しており、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。

議長	これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	以上、議案第 78 号 1 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 79 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 （事務局説明）
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 79 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、議案第 79 号は原案のとおり決定いたしました。

議長	次に「議案第 80 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 80 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 80 号は原案のとおり決定いたしました。
議長	以上で、本日の議案審議は終了しました。
議長	12 月の総会で、4 番 中山 峰雄委員より農地利用意向調査についてご指摘がありました。8 番 廣瀬 栄二委員よりご報告をお願いします。
8 番 廣瀬 栄二	先月の 12 月総会において、中山 峰雄委員より、適正に管理している所有農地の状況が、農地利用意向調査で、黄色判定にされていたので、再度、現地の確認をし、報告をいただきたいという内容のご指摘を受けておりました。対象農地が、●●●●●にございますので、担当地区を代表して、私、廣瀬より、ご報告いたします。 令和 6 年 12 月 26 日（木）に、事前調査員により、改めて現地確認をしていただきました。確認の結果、対象農地は、きれいに管理されておりました。昨年 7 月から 9 月に実施した農地利用状況調査で、調査当日のタブレット入力に、間違いがあったと推測いたします。再確認ができましたので、間違いがあったことに対し、中山 峰雄委員

	へ、この報告をもって、私が代表して謝罪をさせていただくとともに、農地の状況を、「遊休農地ではない」として、訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。以上、ご報告いたします。
議長	ありがとうございました。 4 番 中山 峰雄委員ご意見、ご質問等ございますか。
4 番 中山 峰雄	本来であれば地元の廣瀬委員、矢口委員が最初見たのですよね。最初見た人が再度行って確認するのが筋ではないのですか。それをお願いしたはずですよ。約束守ってください。
事務局	本来でしたら、最初見に行った方が再度確認に行くことが筋だと思いますが、年末でございましたので、事前調査日に合わせて確認に行く方向で進めていました。
4 番 中山 峰雄	我々農業委員は公務員という身分の基、毎月報酬頂きながら農業委員会の農業委員として活動しているので、それなりの責任がある訳なのです。事務局では何故指導しないのですか。筋が通らない。農地法に定められた農業委員会の法令業務なのです。事務局ちゃんと認識して下さいよ。
事務局	はい、わかりました。今後、調査の際は慎重に確認します。
4 番 中山 峰雄	これからは何事にも慎重かつ緊張感を持って事にあたって頂きたいと思いますが、いかがですか。
事務局	はい、わかりました。
議長	来月の総会は、2 月 10 日（月）午後 2 時から予定しております。なお、次回の事前調査員は、豊崎 静代委員、中山 峰雄委員、佐賀 正治委員です。 日時は、2 月 3 日（月）午前 9 時から、霞ヶ浦庁舎小会議室 2 といたします。 よろしく願いいたします。

議長	それでは、以上を持ちまして、第 248 回農業委員会総会を閉会いたします。 慎重審議、大変ご苦勞様でした。
----	---

かすみがうら市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 _____ 飯田 敬市

署 名 委 員 _____ 齋藤 勉

署 名 委 員 _____ 廣瀬 栄二